

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

【令和7年10月1日現在】

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	:株式会社けいあい
所在地	:京都府木津川市相楽台9-6-7
代表者	:円山 陽喜
電話番号	:0774-66-6840

2 事業所の概要

事業所名称	:さがなか訪問看護ステーション
所在地	:京都府木津川市相楽台9-6-7
管理者	:円山 陽喜
電話番号	:0774-66-6840
介護保険事業所番号	:2663590194

3 事業の目的と運営方針

事業の目的:

さがなか訪問看護ステーションは、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

運営方針:

- さがなか訪問看護ステーションは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてもその有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- さがなか訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- 訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 従業員研修を年1回以上、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修を行っていきます。

(2)事業所の職員体制

管理者1名【常勤兼務(看護師)】	理学療法士1名以上【常勤換算】
看護師2.5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】	作業療法士1名以上【常勤換算】
事務職員1名以上【常勤換算】	言語聴覚士1名以上【常勤換算】

(3)通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域 :精華町、木津川市、京田辺市、奈良市(要相談)、生駒市

(4)営業日・営業時間等

営業日 :月曜日～金曜日(12月30日～1月3日)を除く

営業時間 :午前9時00分～午後5時00分

※休日、営業時間外の訪問:応相談

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

4 サービスの内容

訪問看護計画の作成

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

(2)訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。具体的な訪問看護の内容は下記のとおり。

- 症状、障害の観察
- 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 褥瘡の予防、処置・カテーテル等の管理
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- 食事、排せつ等日常生活の世話
- その他医師の指示による医療処置
- 訪問看護報告書の作成

5 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

※利用料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

(1)介護保険(1割負担で算出)地域単価(6級地)1単位10.42円

看護師の場合

- 30分未満 :介護490円 予防469円
- 30分~1時間未満 :介護857円 予防827円
- 1時間~90分未満 :介護1,175円 予防1,135円

理学療法士等の場合(1回20分以上)

- 1日1回又は2回実施の場合 :介護306円/回 予防295円/回
- 1日3回以上実施の場合 :介護306円×0.9/回 予防295円×0.5/回

サービス種別	金額	備考
初回加算(I)	364円	月額(退院日に初回利用時)
初回加算(II)	312円	月額(初回利用時)
緊急時訪問看護加算(I)	625円	契約をしている場合
退院時共同指導加算	625円	退院(所)につき1回又は2回、初回加算と併算定不可
特別管理加算(I)	521円	月額(特別な管理が必要な利用者に対して) 特別管理加算(II) 260円
専門管理加算	260円	月額(より専門的な管理が必要な利用者に対して)
1時間30分以上の訪問看護	312円増	特別な管理が必要な利用者に対して
夜間加算・早朝加算	25%増	夜間(18時から22時まで)/早朝(6時から8時まで)
深夜加算	50%増	深夜(22時~6時)
複数の看護師等による訪問看護	264円	30分未満
	418円	30分以上
ターミナルケア加算(要介護のみ)	2,605円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアした場合

(2)医療保険(利用料金は保険証に記載された給付率によります。)

サービス種別	金額	備考
訪問看護基本療養費	5,550円	週3日まで
	6,550円	週4日以降
管理療養費	7,440円	月の初日
	3,000円	2日目以降
基本療養費III	8,500円	外泊中の訪問看護
退院時共同指導加算	8,000円	1月につき
在宅患者退院指導加算	3,000円	1月につき
24時間対応体制加算	6,400円	1月につき
特別管理加算	5,000円または2,500円	1月につき
長時間訪問看護加算	5,200円	
ターミナルケア加算	25,000円	
夜間訪問看護加算	2,100円	18時から22時まで
早朝訪問看護加算	2,100円	6時~8時まで
深夜訪問看護加算	4,200円	22時~8時まで
難病等複数回訪問加算	4,500円	2回/日訪問
	8,000円	3回以上/日訪問
複数名訪問看護加算	3,000円/3,800円/4,500円	(訪問する職員の職種によって料金が異なります)

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 :250円

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 :500円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

死後の処置料 15,000円

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日に連絡があった場合 :1,100円

利用日の訪問時間までに連絡がなかった場合 :11,000円

■利用料等のお支払方法

毎月、サービスを利用した月の翌月、27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に指定の銀行口座より引き落としします。

口座凍結等の理由により引き落としができない場合は弊社指定口座への銀行振り込みとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1)苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下記のとおり設置します。

当事業所相談窓口	当事業所	相談窓口	窓口責任者	管理者	円山 陽喜
			受付時間		9:00～17:00
			電話		0774-66-6840
			FAX		0774-66-6841

精華町健康福祉環境部高齢福祉課	面接(当事業所相談室)
木津川市健康福祉部高齢介護課	電話番号:0774-95-1932
京田辺市健康福祉部高齢者支援課	電話番号:0774-75-1213
奈良市福祉部介護福祉課	電話番号:0774-63-1307
生駒市福祉健康部介護保険課	電話番号:0742-34-5422
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号:0743-72-1320
奈良県国民健康保険団体連合会	電話番号:075-354-9090
	電話番号:0120-21-6899

(2)苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 相談・苦情は受付担当者から担当管理者へ報告
- 事実確認後、解決に向けた方針決定→各担当地区の地域包括支援センターへ報告
- 法人の管理運営会議を経て、方針の実行と本人・家族への説明
- 苦情内容及び対応の記録と再発防止策を残す

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
※事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待防止について

(1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のため次の措置を講じます。
①虐待防止のための対策を検討する委員会を作成しその結果について従業者に周知徹底を図る。
②虐待防止のための指針を整備します。
③虐待防止するための定期的な研修を実施する。テレビ電話などオンラインでの研修参加ができるもの、年1回以上の研修実施。
④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。虐待防止に関する責任者及び担当者は事業所管理者とします。
⑤実施した研修について実施内容及び出席の記録と保管します。
⑥新任職員への研修は入職後2か月を目処に実施します。
(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行ってはなりません。身体的拘束などを行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 業務継続計画の策定等

(1)感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成し従業者に周知します。
(2)感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
(3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時連絡先		
緊急時連絡先 (家族等)	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

当時業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日: 令和 年 月 日

<u>事業者</u>	所在地	京都府木津川市相楽台9-6-7
	事業者名	株式会社けいあい
	事業所名	さがなか訪問看護ステーション
	事業所番号	2663590194
	代表者名	円山 陽喜
<u>説明者</u>	職名	管理者(看護師)
	氏名	円山 陽喜

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日: 令和 年 月 日

<u>利用者本人</u>	住所	_____
	氏名	_____
<u>(署名・法定)代理人</u>	住所	_____
	氏名	_____ (続柄:)